

論 説

## 野球事故における法的責任とその対策

大 塚 翔 吾

### 第1 はじめに

日本において野球は、競技人口の多いスポーツである。それ故、事故事例も非常に多い。

もっとも、スポーツ安全協会がWeb上で毎年度公開している種目別事故発生状況をみると野球の傷害発生率は、硬式野球が40種目中9位の3.27%、軟式野球が21位の1.65%<sup>(1)</sup>と競技人口が多い割には比較的障害発生率が低い競技ともいえる。これは、プロを含み若年層から壮年層まで競技者が多く、しかも日本においては長年多くの方に親しまれているスポーツであるから、各統括団体において安全対策が講じられており、他競技より比較的 안전対策が進んでいることが理由といえる。

しかし、安全対策が進んでいるからといって、死亡事故等の重大事故も存する。本稿では、学校事故事例検索データベースに基づく事故情報や各種裁判例を整理し、野球における事故にどのようなものが多いのか、また、その事故によって問われた責任を見ていく中で、指導者等がどのように対策を取るべきかについて具体的に論じる。

### 第2 事故分析について

#### 1 総論

野球はバット、ボールなどの用具を用いて行うスポーツであるため、以下のようにバット、ボールなどの用具が関係する事故が非常に多い。その他、選手同士の接触事故も多い。

#### 2 事故類型

##### (1) 死亡事故

##### ア 事故概要

---

(1) 公益財団法人スポーツ安全協会「スポーツ安全協会要覧2020-2021」8頁

学校事故事例検索データベースによると、平成17年から令和2年までの野球事故による死亡例は全部で41件ある。その死亡原因の内訳は以下の通りである。

|          |     |
|----------|-----|
| 心臓系突然死   | 16件 |
| 中枢神経系突然死 | 5件  |
| 熱中症      | 5件  |
| 頭部外傷     | 3件  |
| 大血管系突然死  | 2件  |
| 電撃死      | 2件  |
| 内臓損傷     | 1件  |
| 頸髄損傷     | 1件  |
| その他      | 6件  |

死亡事故類型としては、以下の通り、ボールが直撃したことによって生じたものや熱中症が多く挙げられる。

#### イ ボールによる事故

##### (ア) 事案<sup>(2)</sup>

- ① 野球部所属高校1年生男子が、フリーバッティングの練習中にサードの守備で三遊間の打球処理をしていたところ、打球がワンバウンドして被害者の右頸部に当たり倒れ、頭部外傷によって死亡した。
- ② 野球部所属高校2年生男子が、練習試合中に、相手投手から後頭部ヘルメットをかすめた形での頸部へのデッドボールを受けた。同男子は「痛い。」と一声発したが、その場に座り込み大の字に倒れた。心肺蘇生を行い、AEDを使用した。解析結果は「ショック不要」であった。同男子は救急車で病院に搬送されたが、翌日、中枢神経系突然死によって死亡した。
- ③ 野球部所属中学3年生男子が、高校硬式野球部の練習に

---

(2) ①ないし⑤の事例は独立行政法人日本スポーツ振興センターホームページ内にある「学校事故事例検索データベース」から引用。

参加し、ボール回しの練習中に、二塁ベースで三塁手からのボールを取り損ね、飛んできたボールが直接左胸に当たった。その後、同男子は、二塁ベースに戻ろうと2、3歩歩いたところで前のめりに倒れた。その後処置を受けたものの、同男子は、同日内臓損傷によって死亡した。

- ④ 野球部所属高校1年生男子がサードの守備の際に打球がワンバウンドして右頸部に当たり倒れた。その後、同男子は、意識不明が続き数カ月後に頭部外傷により死亡した。
- ⑤ 試合中の守備の際に、野球部所属高校3年生男子の顔面に、イレギュラーバウンドが直撃した。同男子は、左後方に倒れ、全身痙攣、鼻出血の後、そのまま意識を失った。その後処置を受けたものの、後日、同男子は、頭部外傷によって死亡した。
- ⑥<sup>(3)</sup> 打撃練習前にマスクとヘルメットを着けない状態（プロテクターとレガースは着用）でピッチングマシンから発射された硬球を2、3球捕球して調整を行っていた硬式野球部所属高校1年生男子に対し、同男子の方を見ずにピッチングマシンから球を発射したところ、前方を見ていなかった同男子の頭部左耳上部に直撃した。その後処置を受けたものの、後日、同男子は頭部外傷に起因する急性硬膜外出血によって死亡した。
- ⑦<sup>(4)</sup> 小学校仮設グラウンドにて中学3年生が硬球で投球練習をしていたところ、投球が大きく逸れて自転車に乗り帰ろうとしていた9歳の男子児童の後頭部を直撃した。その後処置がなされたが、同男子は、後日左小脳挫傷兼頭蓋骨骨折によって死亡した。
- ⑧<sup>(5)</sup> 公園で小学生2人がピッチャーとキャッチャーに分かれ

---

(3) 浦和地判 1989年（平成元年）3月31日判タ707号236頁

(4) 大阪地判 1980年（昭和55年）7月14日判タ426号178頁

(5) 仙台地判 2005年（平成17年）2月17日判タ1225号281頁

てキャッチボールをしていたところ、ピッチャー役の小学生の誤った投球が、キャッチャー役の小学生の右後方1.5メートルで遊んでいた10歳男子児童に当たった。同男子は、心臓震盪によって死亡した。

(イ) 死亡原因

上記の通り、ボールを原因とする事故の原因は、ボールが頭部に当たった頭部外傷によるものが多い。そのうち⑥及び⑦は訴訟事案になったものの、⑥は指導者等の責任は否定された。⑦は第3にて後述するように投球の受け手及びその父親の損害賠償責任が認められた。

また、⑧にあるように、心臓震盪による死亡事故も起きている。同事故は第3にて後述するように訴訟事案となり、保護者に損害賠償責任を認めている。

ウ 熱中症による事故

(ア) 事案

① 最高気温33.5℃、薄曇り、湿度高めというコンディションの中、野球部所属高校2年生男子は、午前中にウォーミングアップ・塁間ダッシュ・捕球基本動作ドリル・キャッチボール・守備練習、1時間の昼食休憩後、バント練習・打撃練習・素振り・ボール間走を行った。なお、メニューの変わり目毎に休憩時間及び水分補給時間を設けていた。同男子は、学校では特に変わった様子はなかったが、帰宅後に自宅前(外)で倒れ、病院に搬送された。そして同日死亡した。

②<sup>(6)</sup> 6月の野球部の練習で、高校生の選手が100mダッシュを25本行い、5分間休憩した後、同ダッシュを15本行ったところ足がつったので、休憩した。その後、顧問が体調を確認してから、100mダッシュを再開した。選手は足がもつれるようになり、部員に抱えられてうつぶせに倒れ込んだ。

---

(6) 高松高判 2015年(平成27年)5月29日判時2267号38頁

その後治療が行われたが、約1か月後に死亡した。

- ③<sup>(7)</sup> 8月の炎天下の中、2時間以上にわたるノック及びゲーム形式ノックの練習中に休憩時間を設けず、同練習終了後に約5分間の給水休憩を取らせただけで、約5kmの持久走を1kmあたり約6分を要するペースで実施した。この練習によって、太り気味で体力がない被害者は熱中症に罹患し、死亡した。
- ④<sup>(8)</sup> 8月の炎天下の中、ランニング、キャッチボールが行われた後、1回目の休憩があり、次いでフットワーク練習の後、2回目の休憩があった。被害者は2回目の休憩に入ったとき、用水路で手足を洗ってグラウンドに戻る途中、倒れて意識を失った。その後、緊急搬送されたが同日、熱中症によって、死亡した。

#### エ その他の死亡事故

学校事故事例検索データベースによると、その他の事故としては、心臓系突然死、中枢神経系突然死、大血管系突然死を死因とするものが複数存在する。これらは事案を見ると、熱中症事案に類似している。

また、見逃してはならないのは、電撃死すなわち落雷を死因とする事案である。高校野球の試合で避雷針が12本もあったにもかかわらず、グラウンドに雷が直撃した事案がある。

### (2) 傷害事故

#### ア 事故概要

学校事故事例検索データベースによると、平成17年から令和2年までの野球事故による傷害事例は全部で990件ある。その内訳は以下の通りである。

|           |      |
|-----------|------|
| 視力・眼球運動障害 | 469件 |
| 歯牙障害      | 320件 |

---

(7) 横浜地川崎支判2002年（平成14年）9月30日LEX/DB搭載

(8) 徳島地判1993年（平成5年）6月25日判時1492号128頁

|              |     |
|--------------|-----|
| 胸腹部臓器障害      | 61件 |
| 精神・神経障害      | 52件 |
| 外貌・露出部分の醜状障害 | 48件 |
| 手指切断・機能障害    | 17件 |
| 下肢切断・機能障害    | 9件  |
| 聴力障害         | 9件  |
| 上肢切断・機能障害    | 3件  |
| 脊柱障害         | 1件  |
| そしやく機能障害     | 1件  |

このように野球事故においては、視力眼球運動障害、歯牙障害が多く、この2つだけで、全体の約8割を占めている。両障害はボールを原因とする事故によるものが多い。

#### イ バットによる事故

学校事故事例検索データベースや各裁判例によると、バットに関する事故は野球事故 990 件のうち 81 件ある。具体的には以下のような事案がある。

- ① 素振り中の不注意で周りの者にバットが直撃し、歯牙障害、聴力障害を発症した事案。
- ② ノッカーのバットがノッカーに球を渡す者に直撃し、歯牙障害、神経障害を発症させた事案。
- ③ バットを放投するというスイング修正練習中に放投したバットが他の選手の左眼にあたり失明させたという事案<sup>(9)</sup>。
- ④ 試合中、打者としてアウトとなり自チームのベンチへ戻る際、次打者待機位置の横を通ったところ、次打者が素振りをしたバットが右眼を直撃し、調節機能障害、外傷性散瞳が残存した。

#### イ ボールによる事故

学校事故事例検索データベースや各裁判例によると、ボールに関する事故は、野球事故 990 件のうち 568 件と全体の約 6 割を占めて

---

(9) 福岡地小倉支部判 2005 年（平成 17 年）4 月 21 日判時 1896 号 136 頁

いる。具体的には以下のような事案がある。

- ① グラウンド整備不良によるイレギュラー、暗い曇天時のプレイなどにより、取り損ねたボールが野手の顔面や胸部などを直撃し、歯牙障害、視力障害、手指切断・機能障害などを発症した事案。
- ② ノック練習中に打球から目を離していた選手に打球が直撃し、急性硬膜外出血、歯牙障害、視力障害等を発症したという事案<sup>(10)</sup>。
- ③ 防球ネットの破損や配置ミスにより、打撃練習中に打撃が防球ネットをすり抜け、打撃投手・マシン操者・野手を直撃し、視力障害、歯牙障害、胸腹部臓器障害等を負った事案。
- ④ ティー打撃練習中に、トスを上げる者に打球が直撃した事案。
- ⑤ 自打球が顔面などに直撃し、視力・眼球運動障害、歯牙障害、胸腹部臓器障害を発症したという事案。
- ⑥ ファールチップがマスクを着用していなかった主審の目に直撃し、視力障害を発症したという事案<sup>(11)</sup>。
- ⑦ キャッチボールの際にキャッチミスをしたボールが眼にあたり、視力・眼球運動障害を発症したという事案。

#### ウ 交錯などによる事故

学校事故事例検索データベースや裁判例によると、以下の事案がある。

- ① 練習試合中、フライを捕ろうとボールを追いかけて走っていたところ、同じくボールを捕ろうと走ってきた他の生徒と衝突し顔面と前歯を強く打ちつけた。歯に歯科補綴を加えた。
- ② 試合中、セカンドを守っており、ファースト後方のファウルフライを捕ろうとしたところ、同じくフライを捕ろうとしたファーストを守っていた他の生徒と衝突した。本生徒

---

(10) 徳島地判 2014 年（平成 26 年）3 月 24 日 LEX/DB 搭載

(11) 京都地判 1993 年（平成 5 年）5 月 28 日判タ 841 号 229 頁

の歯とファーストの頭頂部が当たり、歯が抜け落ち口から出血した。歯に歯科補綴を加えた。

- ③ 試合中、守備についていた際、ホームベース上で滑り込んできた他の生徒の足と本生徒の左足首がぶつかり負傷した。手術により、左足関節部に癒痕が残り、機能が低下した。
- ④<sup>(12)</sup> 40歳以上の高齢者を対象とした地域の親善ソフトボール大会における男女混合試合中に、男性のランナーがホームにスライディングしたところ、捕手を務めており捕球体制に入っていた女性と衝突し、これによって女性が左膝後十字靭帯断裂の傷害を負った。
- ⑤ ダイビングキャッチを失敗して下腹部を強打し、胸腹部の臓器障害を発症したり、脊髄を損傷した。

### 第3 事故と法的責任

#### 1 指導者に対する責任

##### (1) 指導者が負う注意義務について

指導者に対する責任については、以下の2つの最高裁判例が部活動顧問の負う注意義務の内容を明らかにしている。

【最判 2006 年（平成 18 年）3 月 13 日集民 219 号 703 頁】

「教育活動の一環として行われる学校の課外のクラブ活動においては、生徒は担当教諭の指導監督に従って行動するのであるから、担当教諭は、①できる限り生徒の安全にかかわる事故の危険性を具体的に予見し、②その予見に基づいて当該事故の発生を未然に防止する措置を執り、クラブ活動中の生徒を保護すべき注意義務を負う」  
(※①②及び下線部は著者)。

【最判 1983 年（昭和 58 年）2 月 18 日民集 37 卷 1 号 101 頁】

「しかしながら、課外のクラブ活動が本来生徒の自主性を尊重すべきものであることに鑑みれば、何らかの事故の発生する危険性を具体的に予見することが可能であるような特段の事情のある場合は

---

(12) 長野地佐久支判 1995 年（平成 7 年）3 月 7 日判時 1548 号 121 頁

格別、そうでない限り、顧問の教諭としては、個々の活動に常時立会い、監視指導すべき義務までを負うものではない」(※下線部は著者)。

上記2つの最高裁判例からすると、指導者は、常時監督していなければならないわけではない。しかし、できる限り事故の危険性を具体的に予見し、この予見に基づき事故の発生を未然に防止する措置(=指導)を行い、選手を保護すべき注意義務を負っていると見える。そして、指導者がこの注意義務に違反した場合には、過失が認められることから損害賠償責任を負う。

以下では、裁判例で認定された指導者が負う具体的な注意義務・過失責任を見ていく。

## (2) 裁判例

過去の裁判例を見ると、指導者等は以下のような具体的な注意義務を負っている。

### ア バットを原因とする事故

バット放投練習(福岡地小倉支判2005年(平成17年)4月21日判時1896号136頁)

#### 【事案の概要】

バットを放投するというスイング修正練習中に放投したバットが他の選手の左眼にあたり失明させた。

#### 【注意義務の内容】

バットを放投するという危険な練習を行う際には、周りに注意を促し、バットが飛ぶおそれのある範囲にいる者を移動させるなど危険が及ばないように配慮すべき注意義務がある。

### イ 打撃練習中の事故

① 打撃練習中の打球が他の運動部員に直撃(福岡地小倉支部判1984年(昭和59年)1月17日判時1122号142頁)

#### 【事案の概要】

高校の野球部員のフリーバッティングの打球が、同一グラウンドでコートのライン引きをしていたハンドボール部員の頭部に当たり、外傷性くも膜下出血、脳挫傷の傷害を負わせた。

【注意義務の内容】

事故対策の周知徹底を図るだけでなく、野球部と他部間の利害がからむ練習時間、練習方法の組合せ等を各部の生徒の自主的決定のみに委ねることなく、指導者間で積極的に打合せ、計画しかつ厳守するよう事故防止のための人的物的な仕組みないし体制の確立と実行を具体的に指示し、事故の発生を未然に防止すべき注意義務がある。

- ② 打撃練習中の打球が投手を直撃（福岡地小倉支判 2022 年（令和 4 年）1 月 20 日裁判所ウェブサイト搭載）

【事案の概要】

高校硬式野球部の打撃練習中、打者が投手の投げたボール（硬球）を打ち返したところ、その打球がヘッドギア未着用の投手の右側頭部に直撃して外傷性くも膜下出血等の傷害を負い、右側感音性難聴・内耳機能障害等の後遺障害が残った。

【注意義務の内容】

高校の野球部の練習活動に関しては、高野連が打撃練習時において「製品安全協会」の SG マークが付けられている投手用ヘッドギアの着用を義務付けている。

このことに鑑み、本件野球部の部員が同部の活動として打撃練習を行う際には、打撃投手を務める生徒の頭部にボールが直撃し、当該生徒の生命及び身体に危険が生じることがないよう投手用ヘッドギアを着用するよう指導すべき職務上の注意義務がある。

- ③ 打撃練習中の打球が投手を直撃（静岡地判 2016 年（平成 28 年）5 月 13 日判時 2336 号 83 頁）

【事案の概要】

高校硬式野球部において 3 人が横に並ぶような形で打撃投手を務めるハーフバッティング<sup>(13)</sup> 練習中、打者が投手の投

---

(13) 本件では、打撃投手と打者との距離が公式ルール（公認野球規則）で定められた投手板の前縁の中央から本塁（五角形の先端）までの距離（18.44m）よりも短かった。

げたボール（硬球）を打ち返したところ、その打球がヘッドギア未着用の投手の右側頭部に直撃して頭蓋骨骨折、急性硬膜外血腫及び脳挫傷の傷害を負い、陳旧性脳挫傷及び脳波異常等の後遺障害が残った。

【注意義務の内容】

上記②と同様の注意義務を認めた。

- ④ 打撃練習中の打球が投手を直撃（横浜地判 2013 年（平成 25 年）9 月 6 日裁判所ウェブサイト登載）

【事案の概要】

中学校野球部において、1 つはピッチングマシンをもう 1 つは打撃投手を配置した 2 つのレーンを用いたフリーバッティング練習の際に、ヘルメット未着用のマシン操者がマシン周辺においてボールを拾い集めていた際に、別レーンのバッターの打球が、当該の右眼を直撃し、右網膜萎縮等の傷害を負った。

【注意義務の内容】

フリーバッティング練習において、ネットがボール係を打球から保護する位置に確実に設置されていることを同練習に参加して自ら又は他に野球の練習における安全指導の知識を有する教員に指示して確認する注意義務があった。

同練習においては、教育委員会発行の安全指導の手引きにおける記載やピッチングマシンのパンフレットの記載等を参考にした上でのフリーバッティング練習における適切な位置にネットが設置され、ボール係が本件各ネットから出ることなく保護されている状態を維持するよう、本件野球部の部員らに対し、徹底した指導を行うべき注意義務があった。

- ⑤ 打撃練習中の打球が投手を直撃（東京高判 1994 年（平成 6 年）5 月 24 日判タ 849 号 198 頁）

【事案の概要】

高校野球部活動において、投手と打者との間隔を通常よりも短い 12 メートル程度にしたハーフバッティングを日没直

前の時間に行っていた際に、投手が打者の打ち返したボールにより頭蓋骨骨折等による半身不随の障害を負った。

【注意義務の内容】

投球距離を短くしてハーフバッティングを実施する場合には、投手が投球後直ちにL字型防球ネットの高い部分に身を隠すよう指導するほか、必ず明るさなどの条件がよい時間帯に行い、投手の投球距離等についても状況に応じた調整をするなど、きめこまかく安全に配慮すべき注意義務がある。

- ⑥ マシン操者に打球が直撃（神戸地尼崎支判 1999 年（平成 11 年）3 月 31 日判タ 1011 号 229 頁）

【事案の概要】

高校硬式野球部において、3 箇所（1 箇所は投手、2 箇所はピッチングマシン）を用いるという形式でフリーバッティングの練習をしていた。そうしたところ隣のゲージから打ち返された打球がネットの損傷していた箇所を通過した上、ネットの穴が開いた部分を通り、他のゲージのマシンに当たり、それが跳ね返ってマシン操者の左眼に当たった。これによってマシン操者は、左眼隅角後退、硝子体出血、網膜動脈閉塞症、網膜円孔及び脈絡膜破裂の傷害を負った。

【注意義務の内容】

マシン操者は、危険な打球に対しては防球ネットに身を隠すことが予定されているのであり、損傷箇所のある防球ネットを使用した場合はマシン操者の生命身体に対する危険性が極めて高いのであるから、指導教諭としては、自ら防球ネットの損傷の有無を確認するか、あるいは部員に対し絶えず確認し損傷がある場合には必要な補修をするように指導すべき義務がある。

ウ ノック時の事故

- ① 故障している選手に対する強いノック（京都地判 2019 年（令和元年）10 月 24 日判時 2440 号 72 頁）

【事案の概要】

事故前に左手親指及び左手小指を負傷していた高校3年生のソフトボール部部員に対して強度の高いノック練習を行ったところ、同部員が打球を捕球した際に左手小指骨折、障害等級14級9号に該当する後遺障害を負った。

【注意義務の内容】

指導者には、個々の生徒の体調等に配慮した適切な指導を行うべき（注意）義務がある。

そして、生徒が負傷した状態で部活動に参加しようとする場合は、負傷部位を更に痛めたり、負傷部位を意識的又は無意識的にかばうことなどにより別の部位を負傷しやすくなると考えられることから、事前に負傷の部位、内容、程度や本人が感じている痛みの程度などを聞き取って参加の可否等を見極めなければならないというべきであり、また、練習に参加させる場合であっても、上記負傷の状態に照らして更なる負傷の可能性を高めないように練習内容を工夫するなどの配慮すべき（注意）義務がある。

- ② ノックの打球が対象選手以外に直撃（徳島地判2014年（平成26年）3月24日LEX/DB搭載）

【事案の概要】

シートノックの練習中にファーストの守備についていた硬式野球部2年生部員が、センターへのノックの際にカットプレイのためにピッチャーマウンド方向に移動した後にファースト方向に戻ろうと走っていた際に、指導者がライト方向にノックしたライナー性の打球が同部員の右頭部を直撃し、急性硬膜下血腫等の傷害を負った。

【注意義務の内容】

ノックをする上で、選手の方を見て選手の動静を確認し、選手の状況によっては、選手に注意を喚起するかノックを一時中止して打球の衝突による危険を防止すべき注意義務がある。

- ③ ノックの打球が対象選手以外に直撃（名古屋地判 2006 年（平成 18 年）11 月 28 日判タ 1241 号 189 頁）

【事案の概要】

三塁手に付いていた選手がアップ（肩慣らし運動）として行われていたゴロ捕り練習中に一塁手が投げたゴロを捕球し、これを一塁手に返球した、その直後、外野手に向けてノックをしていた捕手が打ち損じた打球が三塁手の右眼付近に直撃する事故が起きた。これによって三塁手の選手は、外傷性眩暈の傷害及び後遺障害等級 12 級に該当する障害を負った。

【注意義務の内容】

ノックの参加者全員が、かかる危険性を認識した上、とりわけ、このような事故発生の危険を作出するノッカーについては、内野手の動静を十分に把握し、自己の打球が予想外のコースに飛んだとしても、内野手が対応できることを確認すべきであり、内野でゴロ捕り練習が行われているかあるいは行われようとしている際には、これが終了して、内野手の注意がノック球に向けられていることを確実に確認した後でなければ、ノックをしないことが要請される。

ノッカーが生徒である場合には、練習に熱中する余り、あるいは自己の技量を過信する余り、事故防止の観点から必要な上記の要請を無視ないし軽視して、十分な安全確認をしないまま、ノックを行うことが稀ではないと考えられるから、練習を指導、監督すべき立場の者が、ノッカーに対して、上記の要請を遵守し、安全確認を徹底するよう注意する義務を課せられている。

- ④ ノックの打球がランナーコーチャーに直撃（広島高判 1992 年（平成 4 年）12 月 24 日判タ 823 号 154 頁）

【事案の概要】

高校野球の試合開始前の守備練習において、監督が外野に向けてノックしたライナー性の打球が三塁コーチス・ボックスにいたランナーコーチャーの顔面右眼付近を直撃した。こ

れによってランナーコーチャーが負傷した。

**【注意義務の内容】**

野球の守備練習のためにノックをするに際しては、ノックを受ける選手が所定の位置につき、その準備が整ったことを確認し、十分意思の疎通を計ってからノックをすべきことは言うまでもないところであるが、同時に打球の方向にいる他の選手の動静にも注意を払いその安全を確認したうえノックをすべきであって、各選手の態度如何によっては、ノックを一時中止してその注意を喚起し、危険の発生を未然に防止すべき義務がある。

オ 試合中の事故

ファールチップがマスク未着用の主審に直撃（京都地判 1993 年（平成 5 年）5 月 28 日判タ 841 号 229 頁）

**【事案の概要】**

野球部のクラブ活動として紅白戦を行っていたところ、打者が打ったファールチップのボールがマスク等の防護器具をつけていなかった主審の左眼に当たり、その結果、左前房出血の傷害を負った。

**【注意義務の内容】**

審判をする者が、マスクを着用しないことは、その生命身体にとって極めて危険であるから、野球部の指導監督を担当する教員は、平素から、部員に対し、審判をする場合の危険性について周知徹底するとともに、必ずマスクを着用することを指示するなどして指導する注意義務がある。

カ 熱中症

① 熱中症死亡事故（高松高判 2015 年（平成 27 年）5 月 29 日判時 2267 号 38 頁）

**【事案の概要】**

6 月の野球部の練習で、高校生の選手が 100m ダッシュを 25 本行い、5 分間休憩した後、同ダッシュを 15 本行ったところ足がなかったので、休憩した。その後、顧問が体調を確認

してから、100m ダッシュを再開した。選手は足がもつれるようになり、部員に抱えられてうつぶせに倒れ込んだ。その後治療が行われたが、約1か月後に死亡した。

【注意義務の内容】

i) 熱中症に関する知識の習得義務

監督は、環境省「熱中症環境保健マニュアル」及びスポーツ振興センター「熱中症を予防しよう」並びに財団法人日本体育協会発行の「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」に記載されている程度の熱中症に関する知識を有し、あるいは有すべきである。

ii) 100m ダッシュ時の注意義務

選手は走れるような状態まで回復したとはいえ、熱痙攣の状態に陥っていたのであり、そのことは監督も認識することができたこと等から、監督は選手に100m ダッシュを再開させる以上、熱中症を念頭に置いて選手の状況を注視し、選手に少しでも異常な状況があれば即座に選手の100m ダッシュを中止させ、給水・塩分摂取・休憩を命じ、必要に応じ、熱中症に対する応急処置や病院への搬送措置を講ずるべき注意義務を負っていた。

iii) 転倒後の注意義務

本件グラウンドのダッシュ開始時の気温が29℃以上で「警戒」の区分にあり、熱中症の危険性が増している状態にあったこと、倒れ込んだときに選手の意識は混濁しており、発語も異常であり、大量発汗し、顔色が青ざめているといった状況からすれば、選手が倒れ込んだときに監督は選手が熱中症であると判断した上で、選手の身体を冷やすなどの応急処置を速やかに取るべき注意義務を負っていた。

② 熱中症死亡事故（横浜地川崎支判 2002 年（平成 14 年）9 月 30 日 LEX/DB 搭載）

※業務上過失致死罪に問われた刑事事件。

【事案の概要】

8月の炎天下の中、2時間以上にわたるノック及びゲーム形式ノックの練習中に休憩時間を設けず、同練習終了後に約5分間の給水休憩を取らせただけで、約5kmの持久走を1kmあたり約6分を要するペースで実施した。この練習によって、太り気味で体力がない被害者は熱中症に罹患し、死亡した。

**【注意義務の内容】**

練習中は適宜休憩を取らせ、数回に分けて十分に水分補給させるとともに、激しい運動を避け、練習再開初日で暑さになっていない部員が熱中症等に罹患することを未然に防止すべきはもとより、持久走のごとき熱負荷の大きい運動をさせる場合には、熱中症に罹患しやすい太り気味で体力がない部員の健康状態に特に気を配り、部員に熱中症の症状が現れた場合に、直ちに運動を中止させて体温を下げるなどするために水、救急箱、携帯電話等を持って集団の後方から監視するなど迅速かつ適切な救護措置を講じられる態勢で部員を指導監督し、その健康保持に留意すべき業務上の注意義務があった。

- ③ 熱中症死亡事故（徳島地判1993年（平成5年）6月25日判時1492号128頁）

**【事案の概要】**

8月の炎天下の中、ランニング、キャッチボールが行われた後、1回目の休憩があり、次いでフットワーク練習の後、2回目の休憩があった。被害者は2回目の休憩に入ったとき、用水路で手足を洗ってグラウンドに戻る途中、倒れて意識を失った。その後、緊急搬送されたが同日、熱中症によって、死亡した。

**【注意義務の内容】**

事故当日の野球部の練習は、高温多湿の真夏の炎天下、強い日差しをさえぎる木立もない河川敷グラウンドで、午前9時から午後1時近くまで行われることが予定されていたのであるから、その指導担当者である教諭は、部員が暑さと激しい運動により熱中症にかかることのないよう、練習中は適宜休

憩をとらせ、十分に水分補給をさせるとともに、練習中の部員に熱中症を窺わせるような症状が見られたときは、直ちに練習を中止し、涼しい場所で安静にさせ、体温を下げる手立てをとるなどの準備をしておく必要があったというべきである。

- (3) 上記各裁判例によると、指導者の注意義務は多岐に及ぶものといえる。そこで、指導者としては、各練習におけるリスクをできる限り洗い出し、その対策が十分か入念に検討する必要がある。具体的な対策方法については第4において後述する。

## 2 競技者に対する法的責任

### (1) 基本的な考え方

裁判例によると、「野球のようなスポーツの競技中の事故については、もともとスポーツが競技の過程での身体に対する多少の危険を包含するものであることから、競技中の行為によって他人を傷害せしめる結果が生じたとしても、その競技のルールに照らし、社会的に容認される範囲内における行動によるものであれば・・・行為は違法性を欠く」とされていることからルールに従ってプレイをしていれば、基本的には法的責任を問われない<sup>(14)</sup>。

### (2) 法的責任が問われた裁判例

しかし、以下の裁判例においては、競技者の注意義務違反が認められている。

ア ダブルプレー時の誤送球（大阪地判1999年（平成11年）7月9日判時1920号161頁）

#### 【事案の概要】

シートノックのダブルプレー練習中にサードの守備にしていた硬式野球部員がノックのボールを捕球した後、ファーストに送球し、送球が来ることを予期していないファーストの右眼付近にボールを当て、ファーストが失明する等の傷害を負った。

---

(14) 東京地判1989年(平成元年)8月31日判時1350号87頁。東京地判2001年(平成13年)10月26日ウエストロー搭載も同旨。

【注意義務・過失の内容】

ダブルプレーの練習においては、三塁手はノックのボールを捕球した後、二塁に送球しなければならないということを認識しながら、監督や捕手の、ダブルプレーを行う旨の指示を不注意で聞いていなかったため、ノックのボールを捕球した後、漫然とボールを一塁方向に投げて（送球が来ることを予期していなかった）ファーストの右眼付近に当たった過失がある。

なお、事故が硬式野球というスポーツを行う際に発生したものであり、行ったプレーが硬式野球のルール上許されたものであるからといって違法性が欠けるものではない。

イ 親善ソフトボール大会でのスライディング（長野地佐久支判 1995年（平成7年）3月7日判時1548号121頁）

【事案の概要】

40歳以上の高齢者を対象とした地域の親善ソフトボール大会における男女混合試合中に、男性のランナーがホームにスライディングしたところ、捕手を務めており捕球体勢に入っていた女性と衝突し、これによって女性が左膝後十字靭帯断裂の傷害を負った。

【注意義務・過失の内容】

高齢の一般人を対象とした、かつ男女という本質的に異なる肉体的条件下にある者を意図的に混在させたスポーツ競技においては、プロスポーツやそれに準ずる競技の場合と異なり、勝敗を争ってプレーをする際に許容される行動の限度が、自ずから異なる。即ち、場合によっては得点を激しく競うことを犠牲にしても、試合開催の第一目的である相互の親睦という趣旨を尊重し、参加者の負傷や事故をできる限り回避すべく行動する義務が、社会通念として、参加者各人に課せられている。

走者は、ホームベース上で捕手が捕球体勢をとっていることを十分承知の上で、ほとんどホームベースの幅程度しか開

いていない捕手の両足の間に片足をスライディングさせてホームへの生還を果たそうとしたものであり、それは、捕手との身体的接触がほとんど不可避なプレーであったと言える。そしてさらに、走者が得点を得るべく可能な限りの速力で走り込んで行ったであろうこと、スライディングした足にはもちろん運動靴を履いていたこと、捕手は防具類をいっさい身に着けていなかったこと、捕手は女性であって男性である走者とは体格や運動能力にかなりの格差があったと考えられることからして、走者のこのプレーは、捕手に負傷を負わせる可能性が十分に考えられるかなり危険な行為であったと認められる。

したがって、前述した試合の趣旨にもかんがみれば、得点を得ようとするあまり、走者があえて選択した危険なスライディング行為に違法性阻却の余地を認めることは困難であると言わなければならない。また、いかに得点の獲得に夢中になってのことであったとはいえ、走者の行為態様からすれば、捕手を負傷させるかもしれないことは予見可能であり、かつそれを回避することも可能であったと考えられるから、走者に過失があった。

ウ 競技者以外の者への投球が衝突 (大阪地判 1980 年 (昭和 55 年) 7 月 14 日判時 999 号 87 頁)

【事案の概要】

小学校仮設グラウンドにて中学 3 年生が硬球で投球練習をしていたところ、投球が大きく逸れて自転車に乗り帰ろうとしていた被害者の後頭部を直撃し左小脳挫傷兼頭蓋骨骨折の傷害を負った。その後処置がなされたが、後日死亡した。

【注意義務・過失の内容】

①捕手役が負う義務

投球練習を続ければ、過って暴投となった硬球が後方にいる小学生に当たる可能性のあることを充分予見することができたというべきであり、しかも、(捕手は)既に 14 歳で中学

3年生であったから、人に硬球が当たったときの危険性について認識する能力を有していた。

そうすると、(捕手には)直ちに投球練習を中止するか、中止しないとしても少なくとも後方に小学生がいないことを確認して続行するなど事故を防止すべき義務があった。

②捕手役の両親が負う義務

周囲の状況をよく見きわめたうえ危険性のない方法、ボールを使用して野球をするように十分な注意を与えるとともに、体力・敏捷性・注意力において格段の差のある小学生がいる付近では格別気を配って野球をするよう指導して監督すべき義務がある。

エ 競技者以外の者への投球が衝突(仙台地判 2005年(平成17年)2月17日判タ1225号281頁)

【事案の概要】

公園で小学生2人がピッチャーとキャッチャーに分かれて軟式ボールでキャッチボールをしていたところ、ピッチャー役小学生の誤った投球が、キャッチャー役の小学生の右後方1.5メートルで遊んでいた被害者に当たって死亡した。

【注意義務・過失の内容】

事故当時の公園の状況でキャッチボールをすれば、ボールがそれで他人にあたるのが十分に予見でき、軟式野球ボール(C球)が他人に当たった場合に、その打撃部位によっては他人に傷害を与え、さらには死亡するに至らせることがあることも予見しえたというべきであるから、かかる危険な状況でのキャッチボールを避けるべき注意義務があった。

## 第4 事故対策

最高裁判例、各裁判例からすると、基本的には各練習におけるリスクをできる限り洗い出し、その対策が十分か入念に検討する必要がある。このような基本方針及び上記で見てきた事故事例からすると、具体的には以下のように対策すべきである。

## 1 バットによる事故への対策

### (1) 基本対策

指導者はバットを振る範囲に人がいないことなど安全確認やバットを放り投げたりしないことを徹底する。

### (2) ノック時の対策

ノッカーのバットが球を渡す者に直撃することを避けるためには、ノッカーはノックの際に各選手の動静を見てからノックをする。また、指導者は球を渡す選手にノッカーの動静を常に注視するよう促すよう事前に指導しておくべきである。

### (3) バット放投練習時の対策

バットを放投するという練習はそもそも危険が伴うものなので行うかどうか十分な検討が必要である。

このような練習を行う際には、選手に対して、周りに注意をするよう促し、バットが飛ぶおそれのある範囲にいる者を移動させるなど危険が及ばないように配慮する。バットが飛ぶのは、必ずしも前方だけではないため、バッターの後方や横の範囲も注意し、選手には注意を促すべきである。

## 2 ボールによる事故への対策

### (1) グラウンド整備の重要性

上記事故事例の通り、イレギュラーしたボールが野手の頭部等に当たり、頭部外傷によって死亡するという重大事故が複数起きている。

このような事故を防ぐには、練習開始前に小石や異物がグラウンドに落ちていない状態をチェックし、練習中も「一定程度の練習を行ったら常にグラウンドを整備する手間を惜しまずやること」という基本を徹底することが必要である<sup>(15)</sup>。

### (2) 練習時間

上記裁判例<sup>(16)</sup>によれば、指導者は、練習実施の時間帯や方法に応じて、きめこまかく安全に配慮する義務があるとされている。照明設

---

(15) (公財)日本高等学校野球連盟「高校野球の事故防止対策について」。

(16) 前掲東京高判1994年（平成6年）5月24日

備がないグラウンドでの練習の場合には、ボールが見にくくなる暗い曇天時や日没後にはボール（特に泥が付いたボールは見えにくくなるので注意）を使った練習を行わないといった対応が必要である。

(3) ノック時の対策

ア 対象外の選手に打球が当たることの防止

上記各裁判例<sup>(17)</sup>によれば、ノックをする場合、ノッカーは各選手の準備が整ったことを確認し、十分意思疎通を図って行き、同時に打球方向にいる選手の動静にも注意を払い、選手の態度如何によっては一時中止して注意喚起し、危険の発生を未然に防止すべき義務があるとされている。

この裁判例からすると、ノッカーは、対象選手のみならず、ノックに参加していない者も含めた全選手にノック中のボールの行方から目を離さないよう注意を促し、打つ前に声をかけさらに選手に注意を促してから打つべきである。

具体的に外野へのノックの際には、対象選手だけでなく、その前にいる内野手の注意がノック球に向けられていることを確実に確認したうえで実施すべきである。さらに、相手チームのランナーコーチやボールボーイ等野手以外の選手の動静にも注意を払う必要がある。

イ 誤送球による事故の防止

ダブルプレー時の誤送球による事故については、上記裁判例<sup>(18)</sup>によると、監督や捕手のダブルプレーを行う旨の指示を不注意で聞いていなかったことの過失が問われている。

この裁判例からすると、ノック練習の際には、ダブルプレーの練習であることを指導者が十分に指示してからノックを開始すべきである。また、「打球を処理してからの送球先を十分声かけをして行うこと」、「野手がファンブルした時に、送球先が変わるこ

---

(17) 前掲徳島地判 2014 年（平成 26 年）3 月 24 日、前掲名古屋地判 2006 年（平成 18 年）11 月 28 日、前掲広島高判 1992 年（平成 4 年）12 月 24 日

(18) 前掲大阪地判 1999 年（平成 11 年）7 月 9 日

とがあることも十分理解して守備につく」という意識をプレイヤー自らが持ち、指導者としても常にそうした意識付けを行うという対策が挙げられる<sup>(19)</sup>。

#### ウ 強度のノック

上位裁判例<sup>(20)</sup>によれば、指導者には、選手の体調等に配慮した適切な指導を行うべきとされ、特に故障した選手に対する練習には注意を払う必要があることが指摘されている。

そこで、まず、ノック前に選手の負傷部位、内容、程度や本人が感じている痛みの程度などを聞き取って参加の可否等を見極める必要がある。また、練習に参加させる場合であっても、上記負傷の状態に照らして更なる負傷の可能性を高めないよう練習内容を工夫するなどの配慮をすべきである。この工夫としては、負傷している選手には強度なノックはせずに、比較的緩やかなノックをするなどの配慮が考えられる。

#### (4) 打撃練習時の対策

##### ア 防球ネットを打球がすり抜ける事故への対策

上記事故事例や各裁判例にあるように、防球ネットを打球がすり抜ける事故が多発しており、しかも半身不随等の重大事故まで発生していることから、対策が必要である。

上記裁判例<sup>(21)</sup>によって認められた注意義務からすれば、指導者は、自ら防球ネットの損傷の有無を確認するか、選手に対し絶えず確認し損傷がある場合には必要な補修をするよう指導するあるいは実際に補修をすべきである。

また、上記裁判例<sup>(22)</sup>では、投球後直ちにL字型防球ネットの高い部分に身を隠すよう指導するようにも求められていることから、このような防球ネットを配置すること及びこのネットに身を

---

(19) (公財)日本高等学校野球連盟「高校野球の事故防止対策について」3頁エ

(20) 前掲京都地判2019年(令和元年)10月24日

(21) 前掲神戸地尼崎支判1999年(平成11年)3月31日

(22) 前掲東京高判1994年(平成6年)5月24日

隠すよう指導することも事故防止に必要といえる。

そして、上記裁判例<sup>(23)</sup>では、各種マニュアル等を参考にした上での防球ネットの配置の適切な配置が求められている、そうすると、マシン操者がネットで保護されるように、マニュアル等を参考にして防球ネットを適切な位置に設置することが対策方法として考えられる。防球ネットの配置の具体的な方法を記載したマニュアルについては、上記裁判例が言及した教育委員会発行の安全指導の手引きやピッチングマシンのパンフレット<sup>(24)</sup>、そして、(公財)日本高等学校野球連盟発行の「高校野球の事故防止対策について」が挙げられる。指導者はこのようなマニュアルやパンフレットを参考にしながら、防球ネットを適切に配置し、事故を防止すべきである。

#### イ マシン使用時の事故への対策

上記裁判例<sup>(25)</sup>からすると、マシン操者はボールをマシンに投入する際には、投球先の選手がマシンの方向を見ているか常に確認し、ボールを投入することが望まれる。

#### ウ 打撃投手にボールが直撃する事故への対策

上記各裁判例<sup>(26)</sup>によれば、打撃投手には必ずSGマークが付けられている投手用ヘッドギアを着用させる必要がある。打者用ヘルメットでは投球動作によりずれ落ちる場合があるので、打撃投手には必ず投手用ヘッドギアを着用させるべきである<sup>(27)</sup>。

### (5) 試合時の対策

---

(23) 前掲横浜地判 2013 年(平成 25 年)9 月 6 日

(24) 上記裁判例ではミズノ社製のピッチングマシンの取扱説明書が挙げられていたが、著者が調査したところ SSK 社や他社製のピッチングマシンの取扱説明書でもネットの配置についての説明がなされている。使用するピッチングマシンの取扱説明書を参照すべきである。

(25) なお、前掲浦和地判 1989 年(平成元年)3 月 31 日はマシン操者や指導者の注意義務違反を否定している。

(26) 前掲福岡地小倉支判 2022 年(令和 4 年)1 月 20 日、前掲静岡地判 2016 年(平成 28 年)5 月 13 日

(27) (公財)日本高等学校野球連盟「高校野球の事故防止対策について」2 頁

上記裁判例<sup>(28)</sup>によると、ファールチップが主審の目に直撃するという事故への対策について、指導者には、審判をする場合の危険性について周知徹底するとともに、必ずマスクを着用することを指示するなどして指導する義務がある。

このことからすると主審には必ずマスク着用をさせることは当然であるが、それだけにとどまらず、プロテクターも着用させるべきである。

### 3 交錯による事故への対策

交錯事故については、プレイヤー同士の「声掛けが不十分」であることが原因として挙げられる。そこで、このような事故防止のために、「守備をしている野手全員で声かけをし、次のプレイへの集中力を高める」ことが重要である<sup>(29)</sup>。もっとも、大会では声援のため声が聞こえないこともあるので、あらかじめ野手間でそれぞれの守備範囲を把握させておくことも重要である。

スライディング等による走者と野手との接触事故においては、本塁上での衝突を防ぐため、コリジョンルールが2016年度の公認野球規則で採用されている。また、上記裁判例<sup>(30)</sup>からすると、親睦を目的とする草野球等では、参加者の負傷や事故を防止するため、得点をよりも選手同士の接触をできる限り回避することが走者及び野手に求められている。親睦目的の競技時における激しいスライディングは事故につながるだけでなく、法的責任を問われることを指導者及び選手は意識すべきである。

ダイビングキャッチでの事故への対策としては、芝生などの柔らかい場所で普段から正しいダイビングキャッチの仕方を練習しておくことが重要である。

### 4 心臓震盪対策

心臓震盪防止には、胸部パッドの装着が有用である。リトルリーグでは2008年度から胸部パッドの装着を義務付けている<sup>(31)</sup>。

---

(28) 前掲京都地判1993年(平成5年)5月28日

(29) (公財)日本高等学校野球連盟「高校野球の事故防止対策について」5頁②

(30) 前掲長野地佐久支判1995年(平成7年)3月7日

(31) リトルリーグ北関東連盟「安全対策マニュアル」

心臓震盪を発症した場合、直ちに除細動を実施する必要がある、AED<sup>(32)</sup>が必要となる。ただし、上記事件事例には、AEDによるショックが不要であったにもかかわらず、AEDを使用した結果死亡した事例<sup>(33)</sup>があることから、操作方法の習得のみならず使用事例の把握も重要である。

また、上記裁判例<sup>(34)</sup>によると、公園など競技者以外の者がいる場所でのキャッチボールは、心臓震盪や頭部外傷による死亡事故が発生したケースがあることから周りに人がいないか等を十分に注意する必要がある。

## 5 熱中症への対策

上記各裁判例<sup>(35)</sup>からすると、指導者は、熱中症について環境省作成の「熱中症環境保健マニュアル」<sup>(36)</sup>、財団法人日本体育協会作成の「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」<sup>(37)</sup>などから、熱中症対策についての知識を得ておく必要がある。同ガイドブックでは、スポーツ活動中の熱中症予防5ヶ条として、①暑いとき、無理な運動は事故のもと、②急な暑さに要注意、③失われる水と塩分を取り戻そう、④薄着スタイルでさわやかに、⑤体調不良は事故のもと、を挙げている。

上記で挙げた裁判例からすると、このような資料を参照せず、また、同マニュアルなどに記載のある熱中症予防運動指針、その他信用できる情報源の指針に従って判断せず、漫然と練習を続けさせた結果、生徒が練習中に熱中症で倒れた場合に、指導者が監督者としての責任を問われる場合がある。

## 6 落雷事故への対策

上記事件事例の通り、落雷による死亡事故が発生している。落雷事故対

---

(32) [automated external defibrillator] 自動体外式除細動器。突然、心停止状態に陥った人に用いる救命装置。心電図を自動計測して、必要な場合は電気ショックを与える。多くの装置は音声指示に従って簡単に操作できる(松村明編「大辞林(第三版)」AEDの項目から引用)。

(33) AEDを使用したことが死亡原因であるかは不明。

(34) 前掲大阪地判1980年(昭和55年)7月14日、前掲仙台地判2005年(平成17年)2月17日

(35) 前掲高松高判2015年(平成27年)5月29日、前掲横浜地川崎支判2002年(平成14年)9月30日、前掲徳島地判1993年(平成5年)6月25日

(36) 環境省熱中症予防情報サイトにてダウンロードできる。

(37) 日本スポーツ協会ホームページにてダウンロードできる。

策については、財団法人埼玉県体育協会埼玉県スポーツ科学委員会が「落雷事故対策マニュアル」を作成している。指導者は、避雷針があるからといって過信せず、このようなマニュアルを参照した上で、雷音がしたら速やかにプレイをやめ、避難させるべきである。

## 第5 競技団体の事故対策

### 1 （公財）日本高等学校野球連盟

「高校野球の事故防止対策について」というマニュアルを作成し、各都道府県連盟を通じて加盟各校に配布している。

また、2018年には、「中学・高校野球の事故防止シンポジウム」を開催し、事故防止を呼びかけている。

### 2 リトルリーグ、シニアリーグ、ボーイズリーグ、ポニーリーグなど

これらリーグは、心臓震盪事例が他の年代に比べて多いため、胸部パッドの着用を義務付け、心臓震盪予防を行っている団体・チームが多い<sup>(38)</sup>。

### 3 各都道府県教育委員会

部活動中の事故防止ガイドラインを作成し、各校に配布している。

### 4 （公財）全日本軟式野球連盟

「危機管理マニュアル」を作成し、頭頸部外傷や心停止の際の対応をマニュアル化している。

## 第6 参考文献

- ①（公財）日本高等学校野球連盟「高校野球の事故防止対策について」
- ②東京都教育委員会「部活動中の事故防止のためのガイドライン」
- ③神奈川県教育委員会「部活動中の事故防止のためのガイドライン」
- ④体育活動中の事故防止に関する調査研究協力者会議「学校における体育活動中の事故防止について」
- ⑤リトルリーグ北関東連盟「安全対策マニュアル」

---

(38) リトルリーグ北関東連盟「安全対策マニュアル」

- ⑥ 日本弁護士連合会弁護士業務改革委員会著、スポーツエンターテインメント法促進PT著『スポーツ事故の法務』（2013年 創耕舎）
- ⑦ 静岡県弁護士会著『裁判例からわかる スポーツ事故の法律実務』（2020年 きょうせい）
- ⑧ 弁護士によるスポーツ安全対策検討委員会著『スポーツ事故対策マニュアル』（2017年 体育施設出版）
- ⑨ 日本スポーツ法学会事故判例研究専門委員会編集『スポーツ事故の法的責任と予防 競技者間事故の判例分析と補償の在り方』（2022年 道徳書院）
- ⑩ 伊藤堯著『スポーツ事故と法的責任』（1998年 財団法人勤労者福祉施設協会）

以上